



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年9月21日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき都市計画道路世田谷町田線道路整備事業（片平・上麻生工区）に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	都市計画道路世田谷町田線道路整備事業（片平・上麻生工区）
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢～上麻生六丁目
	指定開発行為の目的	車線の増設
	指定開発行為の内容	計画区間：起点 川崎市麻生区古沢（麻生警察署前交差点） 終点 川崎市上麻生字白根（東京都界） 延長：約2,070m 計画幅員：20m 車線数：4車線（片側2車線）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年度 完了予定：平成29年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年9月21日（水）～平成23年10月20日（木） 時間：午前8時30分～午後5時まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは土曜日、日曜日を含め午前8時30分から午後10時まで縦覧を行います。ただし、第3月曜日は午前8時30分から午後5時まで縦覧を行います。） 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：鶴川市民センター及び環境資源部環境保全課（境川クリーンセンター）
	条例公聴会の開催について	・条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 ・条例公聴会開催申出書の提出期限：平成23年10月20日（木）まで（郵送の場合は10月20日消印有効） ・申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。
	申出書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合 ① 条例公聴会の開催 ② 川崎市環境影響評価審議会での審議 ③ 条例審査書の公告 ④ 条例評価書の公告 申出がない場合 市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べるすることができます。 環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。 上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。 条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。	